

国民健康保険条例の改正について

(出産育児一時金の支給額の改定)

1 概要

(1) 国の制度改正に伴う条例改正

現在、安城市国保では被保険者が出産をしたときに、出産育児一時金として42万円(産科医療補償制度に該当しない場合は掛金1.2万円を除く40.8万円)を支給しています。

国の子育て世代への支援の強化の取り組みにより、令和5年4月出産分から、その支給額を50万円(産科医療補償制度に該当しない場合は48.8万円)に引き上げる法令改正が予定されています。他の健康保険制度との均衡を図る必要があるため、国の基準額と同額の出産育児一時金を支給するように、関係法令の改正に合わせて条例改正を行います。

【出産育児一時金の支給額】 (産科医療補償制度に該当する場合)

	改正前	改正後	増減額
本体部分	40.8万円	48.8万円	+8万円
産科医療補償制度掛金	1.2万円	1.2万円	0万円
支給額合計	42万円	50万円	8万円

※産科医療補償制度とは分娩事故により、新生児が重度の脳性麻痺となった場合に、補償金を支払う制度

2 出産育児一時金額の過去改定

	平成21年10月	平成27年1月	令和4年1月
本体部分	39万円	40.4万円	40.8万円
産科医療補償制度掛金	3万円	1.6万円	1.2万円
支給額合計	42万円	42万円	42万円

3 出産育児一時金の実績

(1) 給付額の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
給付件数	144件	115件	96件
給付総額	55,109千円	45,270千円	37,169千円

4 条例改正について

令和5年3月議会上程予定